

診療所が届出により一般病床等を設置する場合の取扱いについて

1 趣旨

- (1) 現在、診療所が一般病床を設置又は増床する場合には、知事の許可が必要とされているところ。
- (2) 例外として、厚生労働省令で規定する以下の診療所については、医療審議会が定めた届出基準（「届出により一般病床を設置可能となる診療所の基準について」平成19年7月18日岩手県医療審議会決議。以下「届出基準」という。）に適合し、医療計画に記載した（記載予定も含む）場合には、知事への届出により一般病床の設置又は増床をすることが可能であるもの。

ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所

イ へき地に設置される診療所

ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

- (3) 今般、医療法施行規則の改正に伴い、一般病床等の届出設置に係る取扱いについて新たに定める必要があるもの。

2 医療法施行規則改正の概要（平成30年4月1日から）

これまでの届出による病床設置制度の沿革については以下のとおりである（資料4-2参照）。

(1) 平成19年1月1日以降（現行の制度）

- 原則、一般病床又は療養病床を設置する場合には、知事の許可が必要。
- 特例として、届出基準に適合する場合には、届出により病床を設置することが可能。

(2) 平成30年4月1日以降（新しい制度）

[改正の経緯]

有床診療所が地域で果たす機能を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、届出によって病床設置が可能となる診療所の区分等が見直されたもの。

[改正内容]

	新しい制度	現行の制度
①届出設置可能な病床の種別	一般病床及び療養病床	一般病床
②届出により病床設置が可能な診療所（届出診療所）の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所 ・へき地に設置される診療所 ・小児医療を行う診療所 ・周産期医療を行う診療所 ・救急医療を行う診療所 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 ・へき地に設置される診療所 ・小児医療を行う診療所 ・周産期医療を行う診療所
③医療計画への記載	不要	必要
④医療審議会への諮問	必要	原則必要 (ただし、知事が適当と判断する診療所は、当該審査結果を審議会（医療計画部会）の答申に代えることができる)

3 今後の取扱いについて

- 新制度の施行に伴い、現行の届出基準に基づき知事が適当と判断した診療所について、当該審査結果を審議会の答申とすることが可能となる措置が廃止されたことから、今後は、全ての届出設置案件について、医療審議会での審議が必要となる。
- 審議に当たっては、現行制度と同様、同審議会医療計画部会において所掌することとし、届出案件の審議を円滑に進めるため、届出基準に代わるものとして、新たに審査手順（マニュアル等）を整備したいと考えている。
- なお、厚生労働省では、新制度の施行に対応して、地域包括ケアシステム構築の観点から、医療審議会に諮る前に地域医療構想調整会議の協議を行うこと等を検討しているとのことであり、国の方針等も確認したうえで、今後の具体的な取扱いについて、医療計画部会において協議したい。

《参考：岩手県内の療養病床及び一般病床の設置状況》

病床の種別	圏域		基準病床数	既存病床数 (H29.9.30 現在)			
				病院	介護老健施設	診療所	
						届出病床再掲	
一般病床 ・ 療養病床	二次医療圏	盛岡	5,253 床	5,691 床	14 床	164 床	49 床
		岩手中部	1,768 床	1,728 床	0 床	66 床	0 床
		胆江	1,203 床	1,309 床	0 床	47 床	11 床
		両磐	1,280 床	1,010 床	0 床	51 床	0 床
		気仙	448 床	566 床	0 床	19 床	0 床
		釜石	628 床	695 床	0 床	0 床	0 床
		宮古	586 床	626 床	0 床	25 床	0 床
		久慈	470 床	456 床	0 床	0 床	0 床
		二戸	302 床	447 床	0 床	35 床	0 床
		合計	11,938 床	12,528 床	14 床	407 床	60 床

※1 基準病床数は「岩手県保健医療計画(2018 - 2023)」で定めている数値であるもの。

※2 既存病床数は、医療法に基づく補正(放射線治療のバックベットの既存病床数に含めない等)を行った後の数値を掲載しているもの。

※3 網掛けをしている圏域は、病床非過剰地域であるもの。